

山梨県公報

第二千四百六十号

平成二十六年

十月三十日

木曜日

目次

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………六二五
 - 特別保護地区の指定……………六二九
 - 休猟区の指定……………六三〇
 - 特定猟具使用禁止区域の指定……………六三三
 - 道路の区域変更(二件)……………六三八
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………六三八
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六三八
 - 随意契約の相手方の決定について……………六三九
 - 争議行為予告通知の受理……………六三九
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………六四〇

告 示

山梨県告示第三百八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事

横 内 正 明

一 鳥獣保護区の名称

白鳳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南アルプス市芦安芦倉地内の北沢峠を起点とし、同所から県営南アルプス林道を南進し仙水峠登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み北沢長衛小屋及び仙水小屋を経て県有林第四百三十七林班に1小班境界線との接点に至り、同所

から同境界線を南、南東、東、北、西及び北西に順次進み、北杜市白州町・同市武川町境界線との交点に至り、同所から同境界線を大武川に沿って東及び北東に順次進み一ノ沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み熊小屋三角点(標高千八百九十七・七メートル)に至り、同所から尾根を南東に進み石空川北沢と同川南沢との合流点に至り、同所から尾根を南東に進み燕頭山三角点(標高二千四百・五メートル)に至り、同所から尾根に沿って南東に進み大崩壊地(燕岩)西縁を経て同大崩壊地を源とする沢との接点に至り、同所から同沢に沿って南進し鳳凰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み青木鉱泉にて千頭星山登山道との接点に至り、同所から同登山道を南東及び南に順次進み御所山三角点(標高千八百九十二・四メートル)を経て斐崎市・南アルプス市境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南に進み千頭星山三角点(標高二千三百二十八・五メートル)に至り、同所から同尾根を西に進み金山沢との接点(大ナジカ峠)に至り、同所から同沢に沿って南進し大崖頭山と同山三角点(標高二千八百八十六・一メートル)間の鞍部に至り、同所から尾根を南進し夜叉神峠、高谷山三角点(標高千八百四十二・一メートル)及び団子沢山三角点(標高千七百四十四・八メートル)を経て南アルプス市・南巨摩郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南西に進みドノコヤ沢を経て早川との接点に至り、同所から同川を南進し広河内(早川支流)との合流点に至り、同所から同支流を北西に進み県道三十七号(南アルプス公園線)との交点(広河内橋)に至り、同所から尾根に沿って南西に進み森山三角点(標高千四百六十七・四メートル)に至り、同所から沢に沿って南西に進み白河内(早川支流)との合流点に至り、同所から尾根に沿って南及び西に順次進み山梨県・静岡県境界線との接点(笹山三角点(標高二千七百十七・六メートル))に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北進し大籠岳、広河内岳、農鳥岳、西農鳥岳及び間ノ岳を経て山梨県・長野県境界線との接点(三峰岳)に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北西及び北東に順次進み横川岳、伊那荒倉岳及び仙丈ヶ岳を経て起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

二万二百九十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十三メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千九百九十メートル）及び農鳥岳（標高三千二百六メートル）、仙丈ヶ岳（標高三千三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師ヶ岳（標高二千七百八十メートル）、観音ヶ岳（標高二千八百四十メートル）及び地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該区域は、山地帯から高山帯の植生に当たる。山地帯には、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹及びウラジロモミ等の針葉樹が多く生育し、野呂川流域には、カエデ類も多く生育する。亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ及びコマツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブ等の貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシヤジン等の日本列島でも特定の地域のみで生育する貴重な植物が多く分布する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種であるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で重要な区域である。また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウについては、当該区域は、南アルプスの中でも最も個体数が多い区域である。当該区域に生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く、国内でも有数の自然環境を有する区域である。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二一 鳥獣保護区の名称

芦安鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

南アルプス市立芦安小学校学校林（県有林第四十七―二林班ほ1小班）及び同市立芦安中学校学校林（県有林第四十八林班い1、い2、い3、い4、い5及びい6の各小班）

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

七・五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、御勅使川の南側に位置し、垂直分布では、山地帯下部にあたり、スギ、ヒノキ等の植林地が多い。二次林として、コナラ、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹も生育する。

また、当該区域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、キツネ等の大型及び中型の哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種が生息し、また、周辺には、オオタカ、ノスリ等の猛禽類も確認され、里山を好む鳥獣が生息している。

南アルプス市立芦安小学校及び同市立芦安中学校では、このような区域を学校林として指定し、巣箱掛け、自然観察会等を通し自然環境教育の場として活用している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 南アルプス市立芦安小学校及び同市立芦安中学校が行う自然環境教育等の活動を支援する。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

三一 鳥獣保護区の名称

大菩薩鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

甲州市塩山上萩原地内の県道二百一号（塩山停車場大菩薩嶺線）みそぎ沢橋北詰を起点とし、同所から同県道を北東に進み丸川峠に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北東に進み甲州市・北都留郡丹波山村境界線との接点（同峠）に至り、同所から同境界線を南東に進み大菩薩嶺三角点（標高二千五百六・九メートル）を経て甲州市・北都留郡小菅村・北都留郡丹波山村境界点に至り、同所から甲州市・大月市境界線を南進し小金沢山三角点（標高二千四・三メートル）を経て県有林第九十二林班・第九十三林班境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し県営日川林道に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西に進み同林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県道二百十八号（大菩薩初鹿野線）との接点に至り、同所から同県道を南西及び西に順次進み上日川ダム堰堤との接点に至り、同所から同ダム右岸を北進し県営砥山林道に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し同林道との接点に至り、同所から同林道を南及び西に順次進み保安林管理道大菩薩嶺との接点に至り、同所から同管理道を北進し県道二百一号（塩山停車場大菩薩嶺線）に通ずる歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し同県道との接点に至り、同所から同県道を東及び北に順次進みみそぎ沢橋南詰に至り、同所から同橋を北進し起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

千三百七十五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、山地帯から亜高山帯の植生に当たる。山地帯に当たる部分は、ミズナラ、ブナ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹等の自然林のほか、カラマツ植林地も多い。亜高山帯では、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とした尾根沿い地域にシラビソ及びコマツガが優占した林が広がっている。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコザサが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシ

クイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

四1 鳥獣保護区の名称

策ヶ岳鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

県有林第三十八林班は2、は3、に1、に2及びに3の各小班、第三十九林班は1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は3、は4、は5、は6、は7、は8、に2、に3、ほ1、ほ2、イ、ロ及びハの各小班、第四十二林班ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1及びイの各小班、第四十三林班い1及びイの各小班並びに第四十四林班い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、は1及びは2の各小班

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

六百十五・一ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、南アルプスの南部に位置し、高峰の策ヶ岳（標高二千六百二十九メートル）を中心とする山岳地域で、地形は急峻で谷が深く南アルプス地域でも秘境の地である。

当該区域は、山地帯から高山帯の植生に当たる。山地帯に当たる部分は、ミズナラのほか、ブナ、カエデ類、シデ類等が生育し、また、雨量の多いところに見られるヒメシヤラ等も生育する。亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ及びコマツガが優占している。策ヶ岳の稜線には、ハイマツが生育しており、山梨県の南限に当たる。ハイマツの国内南限は南アルプスの光岳である。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ

及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではアカネズミのほか希少なヒミズ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等の高山・亜高山帯を好む森林性の鳥類が生息している。また、周辺にはクマタカ等の猛禽類も生息する等、豊かな植生に支えられ多種多様な鳥獣が生息している。

以上のことから、県では昭和四十七年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づき自然保存地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分ごとの重要地域」に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

五 1 鳥獣保護区の名称

小金沢鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

大月市七保町長峰地内の同市・甲州市・北都留郡小菅村境界点（石丸峠）を起点とし、同所から大月市・北都留郡小菅村境界線を東進し玉蝶山及び榎ノ尾山を経て牛ノ寝山（標高千三百六十五メートル）に至り、同所から曲尾沢の始点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南進し菅柄沢との接点（土室川との合流点）に至り、同所から同沢を南西に進み白草ノ頭（標高千三百二十六・三メートル）に至り、同所から葛野川と三ノ沢との接点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み大樺ノ頭（標高千七百七十六・七メートル）に至り、同所から尾根を南西に進み雁ヶ腹摺山に至り、同所から尾根を西に進み黒岳登山道との接点（大峠）に至り、同所から同登山道を西進し大月市・甲州市境界線との接点（黒岳（標高千九百八十七・五メートル））に至り、同所から同境界線を北進し川桃沢ノ頭、牛奥ノ雁ヶ腹摺山及び小金沢山を経て起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

千四百八十八ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、小金沢山（標高二千四百四十四メートル）及び牛奥ノ雁ヶ腹摺山（標高千九百八十五メートル）の東斜面に位置する標高二千メートルから八百メートルの山岳地帯であり、中心に葛野川が流れる。小金沢山稜線部には、コマツガ及びシラベを主体とした針葉樹林が発達し、周辺部にはダケカンバ、ナナカマド等の落葉広葉樹が混成する。牛奥ノ雁ヶ腹摺山頂上付近はトウヒ、シラベ等の疎林だが、頂上付近まで所々カラマツが植林されている。また、西側低山帯に向かってカラマツ、スギ、ヒノキ等の植林がされ、沢沿い等を中心にミズナラ、ヤマボウシ等の広葉樹の自然林も発達している。

また、当該区域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、ニホンザル等の大型及び中型の哺乳類が多く生息し、鳥類では、オオルリ、コマドリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ等の低山帯の種までが確認され、また、中心を流れる葛野川にはヤマセミ、カワガラス等の溪流を好む種が確認されている。また、周辺にはクマタカも確認されるなど多様な鳥獣が生息している。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

六 1 鳥獣保護区の名称

岩殿山鳥獣保護区

2 鳥獣保護区の区域

大月市賑岡町岩殿地内の国道百三十九号と桂川との交点（高月橋）を起点とし、同所から同川右岸を西進し東日本旅客鉄道株式会社送電線（大月―上野原線）との交点に至り、同所から同送電線を北進し下川沢との接点（築坂峠）に至り、同所から同沢を北及び東に順次進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を南

東及び南西に順次進み起点に至る一団地

3 鳥獣保護区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 鳥獣保護区の面積

八五ヘクタール

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、郡内領主小山田氏の城址として知られる岩殿山一帯の区域であり、その中心には礫岩からなる鏡岩がそびえており、南方には桂川が流れる。植生はアカマツ、コナラ等の落葉広葉樹が主体であるが、岩殿山の下にはシラカシ、アラカシ等の暖帯性の常緑広葉樹の自然林も生育している。

また、当該区域では、市街地に近いことから、獣類では、キツネ、イタチ等の中型哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等の里山の種が多く確認され、頂上付近まで公園として整備されていることから自然との触れ合いの場として多くの人々に親しまれている。

以上の区域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近に触れ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 特別保護地区の名称

白鳳特別保護地区

2 特別保護地区の区域

県有林第一林班イ、ロ及びハの各小班、第二林班い1、イ、ロ、ハ、ニ及びホの各小班、第三林班イ及びロの各小班、第六林班ロ小班、第八林班ニ及びホの各小班、第九林班イ、ロ及びハの各小班、第十林班イ、ロ及びハの各小班、第十一林班イ小班、第十三林班イ及びロの各小班、第十四林班、第十五林班、第十六林班、第十七林班、第十八林班、第二十林班い3、ロ1及びイの各小班、第二十一林班い2、ろ1及びろ2の各小班、第二十二林班ろ2及びイの各小班、第七十七林班イ、ロ、ハ及びニ1の各小班、第七十八林班い1及びロの各小班並びに第七十九林班い3及びロの各小班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

三千九十六ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該区域を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十三メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千九百九十メートル）及び農鳥岳（標高三千二百六十六メートル）、仙丈ヶ岳（標高三千三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師ヶ岳（標高二千七百八十八メートル）、観音ヶ岳（標高二千八百四十一メートル）及び地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該区域は、山地帯から高山帯の植生に当たる。山地帯には、ミズナラ、ブナ等の落葉広葉樹及びウラジロモミ等の針葉樹が多く生育し、野呂川流域には、カエデ類も多く生育する。亜高山帯では、シラビソ、オオシラビソ及びコマツガが優占するが、明るい草地にはミヤマハナシノブ等の貴重な植物もある。森林限界を越えた高山帯では、ハイマツが優占する。高山帯には、キタダケソウ、ホウオウシヤジン等の日本列島でも特定の地域だけに生育する貴重な植物が多く分布する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、天然記念物に指定されているイヌワシ、国内希少野生動物種で

あるクマタカが生息するなど、鳥類相においては県内で最重要な区域である。また、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで確認されるなど多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウについては、当該区域は、南アルプスの中でも最も個体数が多い区域である。当該区域に生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く、国内でも有数の自然環境を有する区域である。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (3) 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

二 特別保護地区の名称

大菩薩特別保護地区

2 特別保護地区の区域

- 県有林第九十林班ほ2、と1、と2、と3、と4、と5、と7、ち1、イ2、イ3、イ6、ニ及びホの各小班並びに第九十一林班い3、い4、イ、ロ1及びハの各小班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特別保護地区の面積

百十一ヘクタール

5 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、山地帯から亜高山帯の植生に当たる。山地帯に当たる部分は、ミズナラ、ブナ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹等の自然林のほか、カラマツ植林地も多い。亜高山帯は、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とし

た尾根沿い地域はシラビソ及びコマツガが優占した林である。大菩薩峠から大菩薩嶺にかけては、ミヤコザサが優占した広い草原になっており、部分的にダケカンバやジゾウカンバが生育する。

また、当該区域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではヤマネ、ニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の区域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な区域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的な巡視の実施等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 当該区域においては、ニホンジカによる希少植物等の食害により生物多様性が損なわれていることから、鳥獣の生息環境の保全を図るため、特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整の実施に努める。
- (3) 特別保護地区における鳥獣保護の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第三百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、併せて同法第十四条第一項の規定により、当該休猟区の存続期間と同一の期間、当該休猟区の全部について、特定鳥獣（ニホンジカ及びイノシシに限る。）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 休猟区の名称

櫛形休猟区

2 休猟区の区域

南アルプス市小笠原地内の国道五十二号と県道十二号（韮崎南アルプス中央線）との交点を起点とし、同所から同国道を南進し南アルプス市下宮地・同市鮎沢境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西及び北東に順次進み同市下市之瀬・同市川上境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市下市之瀬・同市

落合境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市下市之瀬・同市塚原境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み同市上野・同市塚原境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西、南東及び南西に順次進み同市上野・同市湯沢境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し同市中野・同市湯沢境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市中野・同市秋山境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み同市・南巨摩郡富士川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を西及び北に順次進み県営林道伊奈ヶ湖大久保平線との交点に至り、同所から同林道を北西及び北東に順次進み県営林道高尾山線との接点に至り、同所から同林道を北西、北東及び北西に順次進み県営林道南高尾山線との接点に至り、同所から同林道を北西及び北に順次進み県営林道櫛形山線との接点に至り、同所から同林道を北西及び北に順次進み南アルプス市高尾・同市芦安交通境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み県営林道櫛形山線との交点に至り、同所から同林道を北東に進み同市高尾・同市築山境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市高尾・同市飯野新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み同市曲輪田・同市飯野新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を東進し同市曲輪田・同市曲輪田新田境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み南アルプス市道飯丘二二号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み南アルプス市道曲輪田十五号線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み富士川西部広域農道との接点に至り、同所から同農道を北進し南アルプス市道飯丘三十三号線との接点に至り、同所から同市道を東進し南アルプス市道飯丘三十二号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道十二号（葦崎南アルプス中央線）との接点に至り、同所から同農道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

二千五百二十二ヘクタール

二一 休猟区の名称

倉掛山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市三富川浦地内の国道百四十号（通称「雁坂みち」）と笛吹川との交点（新三之橋）を起点とし、同所から同国道を北東に進み山梨市宮白沢林道との接点に至り、同所から同林道を東進し、山梨市・甲州市境界線に至る山道との接点に至り、同所から同山道を東進し山梨市・甲州市境界線との接点に至り、同所から同境界線

を南進し倉掛山三角点（標高千七百七十六・五メートル）を経て南及び西に順次進み滑沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

千二百七十九ヘクタール

三一 休猟区の名

隼山休猟区

2 休猟区の区域

山梨市牧丘町隼地内の国道百四十号と同市同町隼・同市東境界線との交点を起点とし、同境界線を北西及び北に順次進み笛吹川右岸二二号調整池の南東端に至り、同所から尾根を南西に進み通称「野背坂」、天狗山（標高八百四十五メートル）、桜峠及び八幡山三角点（標高千八百七十七・九メートル）を経て山梨市宮東山中部長林道との接点に至り、同所から同林道を北西及び南東に順次進み県道二百六号（塩平窪平線）との接点に至り、同所から同農道を東進し国道百四十号との交点（牧丘トンネル南交差点）に至り、同所から同国道を南進し山梨市道〇二三五号線との接点に至り、同所から同市道を南進し国道百四十号との接点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

千二百二十ヘクタール

四一 休猟区の名

御坂休猟区

2 休猟区の区域

笛吹市御坂町藤野木地内の県道七百八号（富士河口湖笛吹線）の御坂トンネル北側入口を起点とし、同所から同農道を北及び北西に順次進み国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み笛吹市道一一二五号線との接点に至り、同所から同市道を北西に進み国道百三十七号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み県道三十四号（白井甲州線）との交点に至り、同所から同農道を北東に進み笛吹市一宮町市之蔵地内の金川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み笛吹市御坂町・同市一宮町境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み旭山（標高八百四十二メートル）及び達沢山（標高千三百五十八メートル）を

経て大月市・笛吹市・甲州市境界線（カヤノキビラノ頭（標高千四百一十一メートル））に至り、同所から大月市・笛吹市境界線を南東、東及び南東に順次進み大月市・笛吹市・南都留郡富士河口湖町境界点に至り、同所から笛吹市・南都留郡富士河口湖町境界線を南及び西に順次進み御坂トンネル上の尾根との交点に至り、同所から同尾根を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

千四百十五ヘクタール

五 1 休猟区 の名称

大島休猟区

2 休猟区 の区域

南巨摩郡身延町角打地内の県道十号（富士川身延線）と身延町道角打駅裏線との交点（願い橋）を起点とし、同所から同町道を東進し身延町道大崩線との接点に至り、同所から同町道を東進し身延町営林道三石山線との接点に至り、同所から同林道を北進し同町道との接点に至り、同所から同町道を北及び東に順次進み三石山（標高千七百七十三メートル）に至る登山道との接点（大崩集落）に至り、同所から同登山道を南東に進み南巨摩郡身延町・同郡南部町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び西に順次進み県道十号（富士川身延線）との接点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

千八百六・二ヘクタール

六 1 休猟区 の名称

十谷休猟区

2 休猟区 の区域

南巨摩郡富士川町柳川地内の大柳川と富士川町道鳥屋大塩線との交点（開柳橋）を起点とし、同所から同町道を西及び東に順次進み県営林道富士見山線との接点に至り、同所から同林道を南、北西及び南西に順次進み旧山王集落に至る山道との接点に至り、同所から同山道を西進し南巨摩郡富士川町・同郡身延町境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み南巨摩郡富士川町・同郡早川町境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西に進み県営林道五開茂倉線との接点（十谷峠）に至り、同所から同林道を東、西及び北に順次進み県営林道五開線との接点に至り、

同所から県営林道五開茂倉線を南及び東に順次進み西沢川との接点（総合交流ターミナルつくたべかん）に至り、同所から同川を南東に進み大柳川との接点に至り、同所から同川を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

九百六十五・八ヘクタール

七 1 休猟区 の名称

鶴ヶ鳥屋休猟区

2 休猟区 の区域

大月市初狩町地内の国道二十号と大月市道初狩駅西通線との交点（宮川橋東詰）を起点とし、同所から同市道を南西に進み県道七百十二号（大幡初狩線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み大月市・都留市境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み鶴ヶ鳥屋山三角点（標高千三百七十四・四メートル）、本社ヶ丸三角点（標高千六百三十・八メートル）及び清八峠を経て大月市・都留市・笛吹市境界点に至り、同所から大月市・笛吹市境界線を北西に進み三角点（標高千四百二・六メートル）を経て大月市・笛吹市・甲州市境界点に至り、同所から大月市・甲州市境界線を東及び北東に順次進み県道二百十二号（日影笹子線）との接点（笹子峠）に至り、同所から同県道を南東に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

二千六百七十九ヘクタール

八 1 休猟区 の名称

小菅東休猟区

2 休猟区 の区域

北都留郡小菅村金風呂地内の国道百三十九号と山梨県・東京都境界線との交点を起点とし、同所から同国道を西進し、県道十八号（上野原丹波山線）との接点に至り、同所から同県道を北西に進み、北都留郡小菅村・同郡丹波山村境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東及び南東に順次進み鹿倉山三角点（標高千二百八十八メートル）を経て、山梨県・東京都境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

六百七十二ヘクタール

九1 休猟区の名称

道志休猟区

2 休猟区の区域

県道二十四号（都留道志線）と都留市・南都留郡道志村境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を北及び北東に順次進み都留市・上野原市・南都留郡道志村境界点（赤鞍ヶ岳（標高千二百九十九メートル））に至り、同所から上野原市・南都留郡道志村境界線を東進し長尾（標高千七百メートル）から約三百メートル東の地点で登山道との分岐点に至り、同所から同登山道を南進し国道四百十三号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み南都留郡道志村役場前を経て県道二十四号（都留道志線）との接点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

千六百七ヘクタール

十一 休猟区の名称

河口休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡富士河口湖町河口地内の国道百三十七号と西川との交点（西川橋）を起点とし、同所から同川を南進し富士河口湖町道〇一一〇号線との交点（西川小橋）に至り、同所から同町道を南西に進み県道二十一号（河口湖精進線）との接点に至り、同所から同県道を南西に進み同町長崎地内の東京電力株式会社広瀬百九十九号電柱に至り、同所から尾根を北西、北東及び北西に順次進み烏帽子岩を経て黒岳三角点（標高千七百九十二・七メートル）に至り、同所から南都留郡富士河口湖町・笛吹市境界線を北東及び東に順次進み旧御坂トンネル入口に至る登山道との交点に至り、同所から同登山道を南東に進み県道七百八号（富士河口湖笛吹線）との交点（旧御坂トンネル入口）に至り、同所から同県道を南、東、南西及び北西に順次進み国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を南東、南西、北東及び南西に順次進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

六百八十八ヘクタール

十一1 休猟区の名称

平野休猟区

2 休猟区の区域

南都留郡山中湖村平野地内の国道四百十三号と県道七百二十九号（山北山中湖線）との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み、山中湖村道六十五号線との接点に至り、同所から同村道を北進し通称石割山ハイキングコースとの接点に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み石割山（標高千四百十三メートル）を経て都留市・南都留郡山中湖村・同郡道志村境界点に至り、同所から南都留郡山中湖村・同郡道志村境界線を南東に進み国道四百十三号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

4 面積

五百九十五ヘクタール

山梨県告示第三百一十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一1 特定猟具使用禁止区域の名称

竜王特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

甲斐市竜王新町地内の甲斐市道新町本線と東日本旅客鉄道中央本線との交点（第一信州往還踏切）を起点とし、同所から同線路敷上り線側境界を西及び北西に順次進み甲斐市道両目塚西線との接点に至り、同所から同市道を北及び北東に順次進み甲斐市道赤坂公園本線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み甲斐市道大原赤坂公園線との接点に至り、同所から同市道を北進し甲斐市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道大原七号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み甲斐市道中央道側道新町西線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み貢川との接点（金の尾橋）に至り、同所から同川を南に進み、甲斐市道新町日石道路線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み甲斐市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

<p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百四十・二ヘクタール</p>	<p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 二百六十二・五ヘクタール</p>
<p>二1 特定猟具使用禁止区域の名称 若神子新町特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 北杜市須玉町大豆生田地内の同市・韮崎市境界線と国道百四十一号との交点(須玉南橋)を起点とし、同所から同境界線を南西及び北西に順次進み北杜市須玉町・同市武川町・韮崎市境界点に至り、同所から北杜市須玉町・同市武川町境界線を北西に進み同市須玉町・同市武川町・同市長坂町境界点に至り、同所から同市須玉町・同市長坂町境界線を北東に進み同市須玉町・同市長坂町・同市高根町境界点に至り、同所から同市須玉町・同市長坂町境界線を北東に進み国道百四十一号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 五百六十ヘクタール</p>	<p>四1 特定猟具使用禁止区域の名称 福祉村特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 韮崎市竜岡町地内の国道五十二号と韮崎市道(旭)二十五号線との接点を起点とし、同所から同国道を南進し御勅使川左岸との交点(御勅使橋北詰)に至り、同所から同川左岸を西進し同市旭町上条南割・同市大草町下条西割境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し韮崎市道(旭)二十五号線との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 五十四・二ヘクタール</p>
<p>三1 特定猟具使用禁止区域の名称 穂坂特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 韮崎市穂坂町上今井地内の韮崎市道(穂坂)十八号線と笹久保沢との交点を起点とし、同所から同沢を北進し上白久保沢との交点(通称入道)に至り、同所から同沢を北西に進み東光寺裏にて藤沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進みカントリークラブグリーンバレーゴルフ場進入路との交点に至り、同所から同進入路を北進し韮崎市道(穂坂)十八号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進みツバクロ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し韮崎市・甲斐市境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南西に順次進み土イノリ沢との接点に至り、同所から同沢を西進し韮崎市道(穂坂)十八号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百六十ヘクタール</p>	<p>五1 特定猟具使用禁止区域の名称 新府特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 韮崎市上祖母石地内の国道二十号と韮崎市道(藤井)四号線との接点(桐沢橋東詰)を起点とし、同所から同国道を北西に進み韮崎市道(穴山)四号線との接点に至り、同所から同市道を東進し県道十七号(茅野北杜韮崎線)七里岩ライン)との接点に至り、同所から同県道を南東に進み新府公園藤武神社を経て韮崎市道(藤井)四号線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百六十ヘクタール</p>

六 1 特定猟具使用禁止区域の名称

上神取特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

北杜市明野町上神取地内の同市明野町・同市須玉町境界線と北杜市道藤田新田清水橋線との交点(清水橋)を起点とし、同所から同境界線を北東及び南東に順次進み北杜市道一号線との接点に至り、同所から南に直進し農道一―二号線の曲がり角に至り、同所から同農道を西及び南西に順次進み農道一―一号線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み北杜市道百十五号線との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み北杜市道百九号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道一号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み北杜市道百四号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南西に順次進み北杜市道二号線との接点に至り、同所から同市道を西進し北杜市道藤田新田清水橋線との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

八十五ヘクタール

七 1 特定猟具使用禁止区域の名称

湧水・西泉特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

北杜市大泉町谷戸地内の北杜市道西泉線と八ヶ岳広域農道との交点を起点とし、同所から同市道を北西に進み東日本旅客鉄道小海線の大井出踏切に通ずる小道との接点に至り、同所から同小道を北東に進み同踏切に至り、同所から同線を北東に進み北杜市営林道唐沢線との交点に至り、同所から同林道を南進し北杜市道小岩清水線との接点に至り、同所から同市道を南進し八ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

四百三十六ヘクタール

八 1 特定猟具使用禁止区域の名称

重川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

山梨市一町田中地内の国道四百十一号と県道二百二号(山梨市停車場線)との接点を起点とし、同所から同国道を南進し日川との交点に至り、同所から同川を西進し笛吹川との合流点に至り、同所から同川を北東に進み重川右岸のサイクリングロードの外側境界線を北側に二百メートル垂直移動した線との交点に至り、同所から同線を北東に進み国道四百十一号との交点に至り、同所から同国道を南進し重川左岸のサイクリングロードの外側境界線を南側に二百メートル垂直移動した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み県道二百二号(山梨市停車場線)との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百六十六・七ヘクタール

九 1 特定猟具使用禁止区域の名称

御坂町戸倉特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

笛吹市御坂町戸倉地内の国道百三十七号と笛吹市道二五〇六号線との接点を起点とし、同所から同市道を東進し金川との交点(戸倉橋)に至り、同所から同市道を東及び北東に順次進み笛吹市道二〇一八号線との接点に至り、同所から同市道を東進し農道との接点に至り、同所から同農道を東進し御坂路さくら公園の遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を南東及び西に順次進み同公園ふれあい広場との接点に至り、同所から同広場及び山林との境界線を南東に進み金川との接点に至り、同所から同川を西に進み笛吹市道二〇一七号線との接点(東戸倉橋南詰)に至り、同所から同市道を南東及び南に順次進み笛吹市道二〇一六号線との接点に至り、同所から同市道を南進し笛吹市道二〇一五号線との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

<p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 十二ヘクタール</p> <p>11 特定猟具使用禁止区域の名称 御坂町尾山特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 笛吹市御坂町下黒駒地内の県道三十四号（白井甲州線）と笛吹市道二一一号線との接点を起点とし、同所から同県道を東進し農道四一〇〇五号線との接点に至り、同所から同農道を南東及び南に順次進み笛吹市道二〇六九号線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み農道五一一三七一号線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み農道五一一三六九号線との接点に至り、同所から同農道を西に進み笛吹市道二〇六三号線との接点に至り、同所から同市道を北西及び西に順次進み笛吹市道二一〇五号線との接点に至り、同所から同市道を北進し笛吹市道二一〇八号線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み笛吹市道二一〇九号線との接点に至り、同所から同市道を西進し笛吹市道二一一一号線との接点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 十六・七ヘクタール</p> <p>11-1 特定猟具使用禁止区域の名称 下山特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 南巨摩郡身延町下山地内の県道三十七号（南アルプス公園線）と身延町道上沢粟倉線との接点を起点とし、同所から同町道を西進し身延町道下山八幡林線との接点に至り、同所から同町道を西進し身延町道下粟倉線との接点（富士川クラフトパーク駐車場）に至り、同所から同町道を南進し身延町道上粟倉線に通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み同町道との接点に至り、同所から同町道を西進し身延町道粟倉線との接点に至り、同所から同町道を北進し県道三十七号（南アルプス公園線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間</p>	<p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百三十八ヘクタール</p> <p>12-1 特定猟具使用禁止区域の名称 富士川特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 南巨摩郡富士川町鹿島地内の国道五十二号と富士川町道鹿島落居線との接点（鹿島橋西詰）を起点とし、同所から同町道を東進し富士川左岸・鹿島橋下流堤防との接点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から南西に直進し同川左岸・月見橋上流堤防の始点に至り、同所から同堤防を南東に進み同堤防の終点に至り、同所から同堤防を南進し同堤防の終点に至り、同所から南西に直進し富士川・葛籠沢川・三沢川合流点を経て富士川左岸・峡南橋下流堤防の始点に至り、同所から同堤防を南西に進み国道五十二号と身延町道下町・カニ谷線との接点（西嶋バイパス南）から最も近い地点に至り、同所から西に直進し同国道との接点（西嶋バイパス南）に至り、同所から同国道を北進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで</p> <p>4 特定猟具の種類 銃器</p> <p>5 面積 百三十・二ヘクタール</p> <p>13-1 特定猟具使用禁止区域の名称 谷村特定猟具使用禁止区域</p> <p>2 特定猟具使用禁止区域の区域 都留市境内の国道百三十九号と都留市道宮下倉見線支線二号との接点を起点とし、同所から同国道を北東に進み県道七百一十一号（戸沢谷村線）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み菅野川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み県道二十四号（都留道志線）との交点に至り、同所から同県道を南進し都留市道八幡橋大津線との接点に至り、同所から同市道を西進し都留市道上小野線との接点に至り、同所から同市道を西進し大越（標高八百七十七メートル）に至る尾根との接点に至り、同所から同尾根を南西に進み上ノ山（標高七百八十九・一メートル）</p>
---	--

及び雁丸（標高八百六十・七メートル）を経て大越に至り、同所から尾根を北進し中尾（標高七百二十一メートル）を経て東京電力株式会社送電線との交点（山中線第十一号鉄塔）に至り、同所から同送電線を南西及び北西に順次進み山中線第十五号鉄塔を経て桂川に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み都留市総合運動公園の施設内道路との接点に至り、同所から同道路を北進し桂川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み農道今橋宮下線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み都留市道宮下倉見線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南西に順次進み都留市道宮下倉見支線二号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

五百六十五ヘクタール

十四 1 特定猟具使用禁止区域の名称

秋山特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

上野原市秋山栗谷地内の県道三十五号（四日市場上野原線）と上野原市道中野栗谷坂崎線との接点を起点とし、同所から同県道を東進し上野原市道神野線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み農道日懸線との接点に至り、同所から同農道を東進し西久保の山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み向山山頂（標高四百七十六・一メートル）及びナツガシラ山頂（標高五百四十八メートル）を経てクヌギ窪の山頂（標高七百二十四メートル）にてオホタギレに通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み吉ヶ入の山頂（標高七百二十五メートル）、金波美峠及び石小屋の山頂（標高八百三三メートル）を経て降谷沢との接点（オホタギレ）に至り、同所から同沢を北西に進み鳥井立の沢との接点に至り、同所から西進し前棚沢の詰にて上野原市道神野栗谷線に通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を北進し同市道との接点に至り、同所から同市道を南西及び北西に順次進み上野原市道中野栗谷坂崎線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

二百七十八ヘクタール

十五 1 特定猟具使用禁止区域の名称

鳥沢特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

大月市富浜町地内のシラン沢と大月市営大久保袴着林道との交点を起点とし、同所から同林道を南東に進み大月市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を南進し大月市道鳥沢北廻り線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北西に進みシラン沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積

六十七ヘクタール

十六 1 特定猟具使用禁止区域の名称

忍野特定猟具使用禁止区域

2 特定猟具使用禁止区域の区域

南都留郡忍野村忍草地内の忍野村道鳥居地線と忍野村道下村新線との接点を起点とし、同所から同村道を南進し子の神橋、御手洗橋を経て新名庄川南岸管理用道路との交点に至り、同所から同管理用道路を南西に進み南都留郡忍野村内野・同郡同村忍草大字界との交点に至り、同所から同大字界を南進し招魂社敷地境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西に進み忍野村道大割線との接点に至り、同所から同村道を北西及び西に順次進み忍野村道海沢阿原端線との接点に至り、同所から同村道を北西に進み忍野村道向上線との交点に至り、同所から同村道を北に進み忍野村道腰巻線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み忍野村道鳥居地線との接点に至り、同所から同村道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

4 特定猟具の種類

銃器

5 面積
八十三・七ヘクタール

山梨県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 雨畑大島線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町雨畑字下見原四一七番の三 地先から 南巨摩郡早川町雨畑字松木島官有無番地先 まで	一八・一 三〇・五	一一・〇 二〇・七		二八・八

山梨県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十六年十一月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市明野町小笠原字出口一九六三番地先 から 北杜市明野町小笠原字堤沢二九五番の六 地先まで	八・二 三〇・〇	六・三 三〇・〇		四二九・〇

山梨県告示第三百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年十月三十日
- 二 指定道路の位置
山梨県南都留郡忍野村忍草字上白久保三三七番三三
- 三 指定道路の幅員
五・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長
二四・〇〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人甲斐志麻の里ファーム

2 代表者の氏名 戸田 正彦

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市島上条千二百七十七番地一号

4 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者などに対して就労支援事業・精神障害者社会適応訓練事業などを行い、障害者の自立と社会参加を図るため、地域で果樹を中心とした農産物の栽培・加工及び遊休農地の管理業務や公共施設等の管理業務に取組む。併せて、地域での環境保全等の活動と自主企画や地域における行事への参加などをとおして、地域の理解を深め、社会参加を果たすことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年十月二十一日から同年十二月二十日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 番号制度の導入に伴う山梨県税務システム改修業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総務部税務課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十六年九月十日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 五千四百二十五万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県税務システムの維持管理業務の受託者であり、当該システムに含まれる著作権を有する者であるため（地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長長岩瀬千佳から次のとおり争議行為を行う旨平成二十六年十月二十一日付けで通知があった。

平成二十六年十月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 事件

次の要求事項解決のため

1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。

2 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一掃。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。

3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時

平成二十六年十一月六日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院

南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

笛吹市御坂町八千蔵五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション

すずかけ
甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ

南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ

笛吹市御坂町八千歳五百三十八番地の二 御坂八代訪問看護ステーションたんぽぽ

北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一十番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一十番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ

甲斐市富竹新田四百一十番地の一 居宅介護支援事業所やすらぎ

甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり

笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい

南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所デイサービスふるさと

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の二 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の二 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスももその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイももその

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所及び介護事業所の全部又は一部の職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的又は部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要に応じて配置す

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十六年十月三十日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第一中

三〇二	甲府市宝一丁目二番二九号先 （相川一之橋東詰十字路交差点）	宝一丁目西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-----	----------------------------------	-------	-----------------------

三〇二	甲府市宝一丁目二番二九号先 （相川一之橋東詰十字路交差点）	宝一丁目西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
三〇三	甲府市緑が丘二丁目八番一号先 （県道緑が丘公園線と市道との 丁字路交差点東側）	緑が丘総合公園東	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

三八二	甲府市里吉二丁目三番二〇号先 （市道同士の十字路交差点）	里吉団地西	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
-----	---------------------------------	-------	-----------------------

三八二	甲府市里吉二丁目三番二〇号先	里吉団地西	平成二五年一月一四日
-----	----------------	-------	------------

る。

三八三	甲府市宮原町一、〇一二番地先 (市道同士の十字路交差点)	宮原	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
	(市道同士の十字路交差点)		告示第一三〇号

五八	南巨摩郡鰍沢町一、四六六番地先 (国道五二号(甲西道路)と県道市川三郷鰍沢線との十字路交差点)	富士橋西詰	平成一九年三月一九日 告示第二七号
----	--	-------	----------------------

五八	南巨摩郡鰍沢町一、四六六番地先 (国道五二号(甲西道路)と県道市川三郷鰍沢線との十字路交差点)	富士橋西詰	平成一九年三月一九日 告示第二七号
五九	南巨摩郡富士川町青柳町一、七四三番地一先 (国道五二号と町道との十字路交差点)	道の駅富士川入口	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

一七六	笛吹市一宮町金田五番地の二先 (県道山梨笛吹線と市道一宮三一七九号線との十字路交差点)	一宮西小通学路	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
-----	--	---------	----------------------

一七六	笛吹市一宮町金田五番地の二先 (県道山梨笛吹線と市道一宮三一七九号線との十字路交差点)	一宮西小通学路	平成二〇年八月一日 告示第一〇〇号
一七七	笛吹市石和町川中島九一八番地一先 (国道四一一号と県道一宮)	笛吹橋南	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

	山梨線との丁字路交差点)		
--	--------------	--	--

九九	甲州市塩山下粟生野一、五七〇番地二先 (県道塩山停車場大菩薩嶺線と東山東部広域農道との十字路交差点)	下粟生野	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
----	---	------	-----------------------

九九	甲州市塩山下粟生野一、五七〇番地二先 (県道塩山停車場大菩薩嶺線と東山東部広域農道との十字路交差点)	下粟生野	平成二五年一月一四日 告示第一三〇号
一〇〇	山梨市北三六番地一先 (国道一四〇号と県道甲府山梨線(八幡バイパス)との丁字路交差点)	八幡南ランプ東	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

一六五	南都留郡富士河口湖町船津一、四五六番地先 (県道富士河口湖富士線と町道との十字路交差点)	河口湖南中学校南入口	平成二二年八月二七日 告示第八七号
-----	---	------------	----------------------

一六五	南都留郡富士河口湖町船津一、四五六番地先 (県道富士河口湖富士線と町道との十字路交差点)	河口湖南中学校南入口	平成二二年八月二七日 告示第八七号
一六六	富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番二号先 (市道新倉南線とおひめ坂通りとの十字路交差点)	下吉田第二小学校西	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

一六七	南都留郡富士河口湖町河口五四八番地先(国道一三七号と主要地方道河口湖精進線との十字路交差点)	新倉トンネル西	平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
-----	--	---------	------------------------

に改める。
別表第十中

五、四五七	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町船津一、七七七番地先(県道船津小海線と町道との十字路交差点)	一 富士 吉田 平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
-------	---------	--	---------------------------------------

を

五、四五七	県道船津小海線	南都留郡富士河口湖町船津一、七七七番地先(県道船津小海線と町道との十字路交差点)	一 富士 吉田 平成二六年九月一日 告示第一〇〇号
五、四五八	市道	山梨市三ヶ所三三番地一先(市道同士の十字路交差点)	一 日下 部 平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
五、四五九	市道	山梨市三ヶ所七九五番地一先(市道同士の丁字路交差点)	一 日下 部 平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号

に改める。
別表第十四中

一、七 二九	市道	富士吉田市下吉田五、八六三番地三先(新宮川橋北交差点北側十字路交差点)から富士吉田市下吉田五、三〇八番地先(柿林橋東側市道)まで	九四五	車両(原付・けん引③を除く。)	三〇	富士吉田 平成二六年二月七日 告示第一三〇号
-----------	----	--	-----	-----------------	----	------------------------------

一、七 二九	市道	富士吉田市下吉田五、八六三番地三先(新宮川橋北交差点北側十字路交差点)から富士吉田市下吉田五、三〇八番地先(柿林橋東側市道)までの両側	九四五	車両(原付・けん引③を除く。)	三〇	富士吉田 平成二六年二月七日 告示第一三〇号
-----------	----	---	-----	-----------------	----	------------------------------

を

一、七 三〇	国道一三九号	大月市七保町瀬戸字小金沢土室三、〇六四番地の二三先(松姫トンネル大月市側抗口丁字路交差点)から北都留郡小菅村一、四五九番地先(小永田トンネル北側丁字路交差点)までの両側	三、五二〇	車両(原付・けん引①②③を除く。)	五〇	大月上野原 平成二六年一〇月三〇日 告示第一二〇号
-----------	--------	--	-------	-------------------	----	---------------------------------

に改める。
別表第十六中

九、一二三	町道 富士川堤防取付線	南巨摩郡増穂町青柳町一、六五九番地の二先(富士川大橋西側・北進車両)	九、一二三	鰍沢	三〇	平成二六年一〇月
-------	----------------	------------------------------------	-------	----	----	----------

を

九、一二三	削除	鰍沢	平成二六年一〇月
-------	----	----	----------

				月三〇日 告示第一二〇号
--	--	--	--	-----------------

一一、七五二	農道（ 町道） 青柳大 柵線	南巨摩郡富士川町青柳町一、七 五二番地一先（町道と農道との 十字路交差点・北進車両）	鰍沢	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
--------	-------------------------	--	----	---------------------------

一一、七五二	農道（ 町道） 青柳大 柵線	南巨摩郡富士川町青柳町一、七 五二番地一先（町道と農道との 十字路交差点・北進車両）	鰍沢	平成二六年九月 一一日 告示第一〇〇号
一一、七五三	市道	山梨市三ヶ所三三番地一先（市 道同士の十字路交差点・東進車 両）	日下部	平成二六年一〇 月三〇日 告示第一二〇号
一一、七五四	国道一 三九号	大月市七保町瀬戸字小金沢土室 三、〇六四番地の二三先（松姫 トンネル大月市側抗口丁字路交 差点・東進車両）	大月	平成二六年一〇 月三〇日 告示第一二〇号
一一、七五五	国道一 三九号	北都留郡小菅村一、四八七番地 先（小永田トンネル北側丁字路 交差点・東進車両）	上野原	平成二六年一〇 月三〇日 告示第一二〇号

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番